

前橋市教育情報利活用推進委員会設置要綱の改正について

総務課

1 改正の理由

「前橋市教育情報利活用推進委員会」を教育委員会における教育の情報化を総合的かつ体系的に運営管理する重要な委員会と位置付けるため、委員に教育委員会事務局の全所属長を追加。これにより、学校だけではなく、社会教育・青少年教育・文化財・図書館・高校などの各分野において深い協議が可能になり、効果的に教育の情報化を推進できる。

2 主な内容

- (1) 前橋市教育情報利活用推進委員会の委員に教育委員会事務局の全所属長を追加する。
- (2) 前橋市教育情報利活用推進委員会の下部組織としての「教育情報連絡調整会議」の委員について教育委員会事務局全所属長から、協議する事案に関係する所属長に改める。
- (3) 専門部会のICT基盤整備部会員に教育情報に関係する所属長が参加できるように改める。

3 施行期日等

令和6年4月1日

前橋市教育情報利活用推進委員会設置要綱新旧対照表

改正案	現行
<p>(設置) 第1条 前橋市教育委員会における<u>教育の情報化</u>（以下「教育情報」という。）を総合的かつ体系的に運営管理するとともに、教育情報の利活用を効果的に推進するため、前橋市教育情報利活用推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務) 第2条 省略 (1)～(2) 省略 (3) <u>その他教育情報の利活用の推進について必要な事項を決定すること。</u></p> <p>(組織) 第3条 <u>委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。</u></p> <p><u>2 委員長、副委員長及び委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。</u></p> <p><u>3～4 省略</u> (会議)</p> <p>第5条 省略 2 省略 3 委員長は、必要に応じて、委員以外の者を委員会に参加させ、意見を述べさせることができる。 4 省略 (連絡調整会議)</p> <p>第6条 <u>委員会の下部組織として教育情報連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を置く。</u></p> <p>2 <u>連絡調整会議は、必要に応じて、委員会に提案すべき原案の協議、次条に定める専門部会の課題や解決策の協議及び教育情報の利活用の推進等に関することを協議するほか、委員会及び専門部会との連絡調整を図る。</u></p> <p>3 <u>議長は教育長次長を、副議長は指導担当次長をもって充てる。</u></p> <p><u>4 委員は、別表第1に掲げる委員から事案に関係する者をもって充てる。</u></p> <p><u>5 省略</u> (専門部会)</p> <p>第7条 <u>第2条各号に規定する委員会の所掌事務を分担し、教育情報の管理及び基盤整備並びに利活用に関する具体的事項を調査、検討するため、専門部会を設置する。</u></p> <p>2 <u>専門部会は、ICT基盤整備部会、校務支援部会及び授業支援部会とする。</u></p> <p>3 <u>専門部会は、別表第2に掲げる者をもって充てる。ただし、ICT基盤整備部会は、必要に応じ</u></p>	<p>(設置) 第1条 前橋市教育委員会における<u>教育情報</u>を総合的かつ体系的に運営管理するとともに、教育情報の利活用を効果的に推進するため、前橋市教育情報利活用推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務) 第2条 省略 (1)～(2) 省略 (3) <u>その他教育情報の利活用の推進について必要な事項。</u></p> <p>(組織) 第3条 <u>委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、別表第1に掲げる者をもって充てる。</u></p> <p><u>2～3 省略</u> (会議)</p> <p>第5条 省略 2 省略 3 委員長は、必要に応じて、委員以外の者を委員会に参加させ、意見を述べさせることができる<u>ものとする。</u></p> <p>4 省略 (連絡調整会議)</p> <p>第6条 <u>委員会の下部組織として教育情報連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を置き、別表第2に掲げる者をもって充てる。</u></p> <p>2 <u>連絡調整会議は、必要に応じて、委員会に提案すべき原案の協議、専門部会の課題や解決策の協議及び教育情報の利活用の推進等に関することを協議するほか、委員会及び専門部会との連絡調整を図る。</u></p> <p>3 <u>議長は教育長次長をもって充てる。</u></p> <p><u>4 省略</u> (専門部会)</p> <p>第7条 <u>第2条に規定する委員会の所掌事務を分担し、教育情報の管理及び基盤整備並びに利活用に関する具体的事項を調査、検討するため、専門部会を設置する。</u></p> <p>2 <u>専門部会は、ICT基盤整備部会、授業支援部会及び校務支援部会とする。</u></p> <p>3 <u>専門部会は、別表第3に掲げる者をもって充てる。ただし、ICT基盤整備部会は、必要に応じ</u></p>

外部専門家を置くことができる。また、必要に応じて教育情報に関係する所属長を参加させることができる。

- 4 専門部会は、各部会員の中から代表者を選出し、代表者が会議を総理する。
- 5 専門部会は、各部会が所掌する事項について調査、研究を行うものとし、重要な事項及び複数の専門部会にわたる検討事項は連絡調整会議に報告する。
(専門部会に設置する会議)

第8条 省略

- 2 省略
- 3 校務支援部会は、情報教育主任会及び養護教諭会並びに事務職員会を、授業支援部会は、情報教育主任会及び教科等主任会をそれぞれの部会の会議とする。

- 4 会議において調査及び検討した事項は、専門部会に報告する。
- 5 第2項の規定による会議の庶務は未来創造部情報政策課において処理し、第3項の規定による会議の庶務は学校教育課において処理する。

別表第1(第3条関係)

委員会の職	職名
省略	
省略	
委員	総務課長 教育施設課長 文化財保護課長 学務管理課長 学校教育課長 前橋高等学校事務長 生涯学習課長 教育支援課長 図書館長 未来創造部情報政策課長 校長会代表 教頭会代表 外部専門家

別表第2 (第7条関係)

専門部会	職名
ICT基盤整備部会	総務課長 学務管理課長 学校教育課長 教育支援課長 未来創造部情報政策課長
校務支援部会	総務課長 学務管理課長 学校教育課長 教育支援課長 情報主任会代表者 養護教諭会代表者 事務職員会代表者
授業支援部会	学校教育課長 教育支援課長 情報主任会代表者 教科等主任会代表者

外部専門家を置くことができる。

- 4 各部会は、それぞれの部会員の中から代表者を選出し、代表者が会議を総理する。
- 5 専門部会は、部会が所掌する事項について調査、研究を行うものとし、重要な事項及び複数の専門部会にわたる検討事項は連絡調整会議に報告する。
(専門部会に設置する会議)

第8条 省略

- 2 省略
- 3 授業支援部会は、学校教育課で設置する情報教育主任会及び教科等主任会を、校務支援部会は同課で設置する情報教育主任会及び養護教諭会並びに事務職員会をそれぞれの部会の会議として位置付ける。

- 4 会議において調査し、及び検討した事項は、専門部会に報告する。
- 5 第2項の規定による会議の庶務は未来創造部情報政策課において処理し、第3項の規定による会議の庶務は学校教育課で処理する。

別表第1(第3条関係)

委員会の職	職名
省略	
省略	
委員	総務課長 未来創造部情報政策課長 学務管理課長 学校教育課長 教育支援課長 校長会代表 教頭会代表 外部専門家

別表第2(第6条関係)

教育次長 指導担当次長 未来創造部情報政策課長 総務課長 教育施設課長 文化財保護課長 学務管理課長 学校教育課長 前橋高等学校事務長 生涯学習課長 教育支援課長 図書館長
--

別表第3 (第7条関係)

専門部会	職名
ICT基盤整備部会	未来創造部情報政策課長 総務課長 学務管理課長 学校教育課長 教育支援課長
授業支援部会	学校教育課長 教育支援課長 情報主任会代表者 教科等主任会代表者
校務支援部会	学校教育課長 総務課長 学務管理課長 情報主任会代表者 養護教諭会代表者 事務職員会代表者

前橋市教育情報利活用推進委員会設置要綱（案）

（設置）

第1条 前橋市教育委員会における教育の情報化（以下「教育情報」という。）を総合的かつ体系的に運営管理するとともに、教育情報の利活用を効果的に推進するため、前橋市教育情報利活用推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 教育情報の利活用の推進に関わる総合調整に関すること。
- (2) 教育情報の運用管理及び設計・構築並びに授業及び校務事務への利活用に係る重要事項を決定すると。
- (3) その他教育情報の利活用の推進について必要な事項を決定すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長、副委員長及び委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。
- 3 前項に規定する委員のうち、外部専門家は、ICTを活用した教育環境に精通し幅広い知識と経験を有する者の中から、必要に応じて委員長が選任する。
- 4 外部専門家の選任数は若干名とし、その選任期間は原則1年とする。ただし、再任を妨げない。

（委員長の職務）

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 会議の議長は、委員長がこれに当たる。
- 3 委員長は、必要に応じて、委員以外の者を委員会に参加させ、意見を述べさせることができる。
- 4 委員会の庶務は、総務課において処理する。

（連絡調整会議）

第6条 委員会の下部組織として教育情報連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を置く。

- 2 連絡調整会議は、必要に応じて、委員会に提案すべき原案の協議、次条に定める専門部会の課題や解決策の協議及び教育情報の利活用の推進等に関することを協議するほか、委員会及び専門部会との連絡調整を図る。

- 3 議長は教育次長を、副議長は指導担当次長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる委員から事案に関係する者をもって充てる。
- 5 連絡調整会議の庶務は、協議案件に係る担当課において処理する。

(専門部会)

第7条 第2条各号に規定する委員会の所掌事務を分担し、教育情報の管理及び基盤整備並びに利活用に関する具体的事項を調査、検討するため、専門部会を設置する。

- 2 専門部会は、ICT基盤整備部会、校務支援部会及び授業支援部会とする。
- 3 専門部会は、別表第2に掲げる者をもって充てる。ただし、ICT基盤整備部会は、必要に応じ外部専門家を置くことができる。また、必要に応じ教育情報に関する所属長を参加させることができる。
- 4 専門部会は、各部会員の中から代表者を選出し、代表者が会議を総理する。
- 5 専門部会は、各部会が所掌する事項について調査、研究を行うものとし、重要な事項及び複数の専門部会にわたる検討事項は連絡調整会議に報告する。

(専門部会に設置する会議)

第8条 専門部会は、前条に規定する専門部会の事務に関し、調査及び検討をするための会議を設置する。

- 2 ICT基盤整備部会は、運用管理会議及び企画設計・構築会議並びに学校代表者会議を設置することができ、これらの会議の構成員はICT基盤整備部会が指名する者をもって充てる。
- 3 校務支援部会は、情報教育主任会及び養護教諭会並びに事務職員会を、授業支援部会は、情報教育主任会及び教科等主任会をそれぞれの部会の会議とする。
- 4 会議において調査及び検討した事項は、専門部会に報告する。
- 5 第2項の規定による会議の庶務は未来創造部情報政策課において処理し、第3項の規定による会議の庶務は学校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年2月6日から施行する。

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

この要綱は、令和4年3月4日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

委員会の職	職名
委員長	教育長
副委員長	教育次長 指導担当次長
委員	総務課長 教育施設課長 文化財保護課長 学務管理課長 学校教育課長 前橋高等学校事務長 生涯学習課長 教育支援課長 図書館長 未来創造部情報政策課長 校長会代表 教頭会代表 外部専門家

別表第2（第7条関係）

専門部会	職名
I C T 基盤整備部会	総務課長 学務管理課長 学校教育課長 教育支援課長 未来創造部情報政策課長
校務支援部会	総務課長 学務管理課長 学校教育課長 教育支援課長 情報主任会代表者 養護教諭会代表者 事務職員会代表者
授業支援部会	学校教育課長 教育支援課長 情報主任会代表者 教科等主任会代表者

